

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長に対する意見書

豊田市においては、予想される東海地震に備え、地震対策緊急整備事業計画を定め各種の地震防災対策を実施しているところである。

この事業計画は、平成21年度までの限られた期間内において、緊急に必要な施設や設備等の整備を行うものであり、平成14年4月に東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定を受けた本市では、今後実施しなければならない事業がなお多く残されている状況である。

よって、国におかれては、地震災害から住民の生命と財産を守るため、下記事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

平成21年度末を持って効力を失う「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月29日

豊 田 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
総務大臣
財務大臣
消防庁長官
林野庁長官
水産庁長官
国土交通大臣
内閣特命担当大臣（防災） 様